

## 紫波町町有財産活用事業（長岡小学校）実施方針（素案）に関する意見公募結果

### 1 意見公募期間

令和 3 年 6 月 11 日（金）～令和 3 年 6 月 30 日（水）まで

### 2 意見提出者数

2 名

・提出方法の内訳

提出方法	人数
電子メール	2 名

### 3 意見総数

15 件

・意見の内訳

意見の内容	件数
実施方針策定の目的に関する意見	1 件
第 1 事業の内容に関する意見	9 件
第 2 事業実施条件に関する意見	4 件
活用方法に関する意見	1 件

### 4 周知方法

町広報「紫波ネット」、町ホームページ、町「防災&くらしのナビ」アプリでの通知

### 5 閲覧場所

町ホームページ、各地区公民館、市民活動支援センター「ゆいっとサロン」、紫波町図書館、資産経営課

## 6 提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	校庭は、誰でも自由に使える公園。校舎は、近くにキャンプ場もあるので、宿泊所。または、土日もやっている、学童。家庭の状況により、中学生も預かれる所。塾や習い事をする場所。など。または、福祉施設。	具体的な活用内容については、事業者からの提案によるものと考えております。いただきましたご意見につきましては、地域にお住まいの方のニーズとして、事業者審査において参考にさせていただきます。
2	実施方針策定の目的について、公民連携の精神で取り組まないのか。	紫波中央駅前を含む公民連携開発区域を対象とした公民連携基本計画では、「町民の資産である町有地を活用して、財政負担を最小限に抑えながら、民間との連携により事業を進めます」としており、紫波町学校跡地活用基本方針では、「この精神を持って7つの空き校舎等を生かしてそれぞれの地区を「暮らし心地の良いまち」にしていくことを目指したいと考えます」としています。 これらのことから、空いた公共施設を行政だけで利用するのではなく、民間事業者との連携を図りながら活用し、「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現に向けて取り組もうとするものです。
3	現在は複式学級があるが本来は各学年1教室のはずで、6教室ではないのか。	特別活動室は名称が誤りでしたので多目的教室と改めます。 普通教室と多目的教室と合わせて6教室、その他理科室等の特別教室があります。
4	「基本方針では、「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために」を「町有財産（空き校舎）の適正な活用・運用を図り、「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現につなげるために、サウンディング調査の結果をもとに」としてはどうか。	ご指摘の箇所は、基本方針の内容を転載している箇所となっております。頂いたご意見は基本方針の改定の際の参考とし、わかりやすい表現に努めてまいります。

5	<p>「したたか」の本来の意味は「強くて容易には屈しない様子」とのことですが、現在では「あざとい」「ずる賢い」など悪口になる。「したたか」は漢字では「強か」と書き類義語には、辛抱強い、我慢強い、打たれ強いなどがあり誤解を招かないよう言い換えを望む。</p>	<p>ご指摘の箇所は、基本方針の内容を転載している箇所となっております。頂いたご意見は基本方針の改定の際の参考とし、わかりやすい表現に努めてまいります。</p>
6	<p>「第三次紫波町総合計画および紫波町都市計画マスタープランにおいて町が目指すまちづくりの将来像である「暮らし心地の良いまち」、「楽しく活力のある「環境と福祉のまち」」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために、「5-1-(1) サウンディング（対話）型民間市場調査」において応募のあった提案内容を踏まえ、民間事業者等による利活用の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とします。」を「空き校舎等の活用を図るため、「5-1-(1) サウンディング（対話）型民間市場調査」において公募のあった提案内容を踏まえ、民間事業者等による利活用の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とし、よって第三次紫波町総合計画および紫波町都市計画マスタープランにおいて町が目指すまちづくりの将来像である「暮らし心地の良いまち」、「楽しく活力のある「環境と福祉のまち」」の実現に向けるものです。」としてはどうか。</p>	
7	<p>何で空き校舎が新たな人材育成の場につなげる必要性になるのか。</p>	
8	<p>歴史を尊重とは建前ではないのか。ちょっとこじ付け感あり。</p>	

9	<p>担当者は、農業の現実をどのように捉えているのか。空論ではないか。関係産業担当部署との調整はやっているか。</p>	<p>専業農家の減少と農業に携わる65歳以下の人口が減少しており、担い手が不足していると地域の意見交換会においても声が聞かれたところです。</p> <p>民間(行政以外)の立場で行えることで、これらの課題の解決に資するものが無いか提案を受けようとするもので、その実施にあたっては、町が政策的に取り組んでいる事業との齟齬が生じないように関係担当部署と調整をしております。</p>
10	<p>持続するまちを創り出す術を身につけるとはなにか。イメージ出来ない。</p> <p>地方を創生する自立型の人材の育成とはなにか。イメージ出来ない。</p> <p>地方創生の現場とはなにか。イメージ出来ない。</p>	<p>地方創生について、首相官邸では「人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指します。」としています。</p> <p>「地域の特色を活かした自律的で持続可能な社会につなげるための事業」を、具体的に限定せず、民間事業者の柔軟な発想によりその実現に向けて取り組んで行こうとするものです。</p>
11	<p>「第1-5-(2)長岡地区の資源を生かした産業の振興につながる場」について、地元との調整等が必要なのではないかと考えます。</p>	<p>提案前に全ての調整を行うことは、提案者にとって相当の負担を強いることとなります。よって、提案時点では、民間事業者の柔軟な発想に基づき検討を行っていただきたいと思っております。ただし、事業の実施にあたっては、町も関わりながら地元の関係団体との調整が必要と考えております。</p>
12	<p>「第2-1-(1)事業全体に関する条件」の③、④は基本方針等に謳っているのに改めていないのではないかと。</p>	<p>改めて記載することで、募集条件の理解度を深めようとするものです。</p>
13	<p>「第2-1-(1)事業全体に関する条件」の⑥について、協力ではなく、自らの取り組み姿勢を知りたい。</p>	<p>記載内容の趣旨は、これまで行われている地域の清掃活動等への参加協力を条件としたものです。</p> <p>ご意見の、自らの取り組み姿勢については、提案に含まれるものと考えており、それらを踏まえて審査を行ってまいります。</p>

14	<p>「第2-1-(2)町有財産活用事業に関する条件」の②について、全体では応募する者がいるとは思われない。応募がなかった場合、条件を見直して再度公募を実施するのか。</p> <p>全体考慮は原則として、一部利用したい方も提案できるようにしてはどうか。</p>	<p>基本方針では、校庭などの敷地のみを活用することは望ましくないこととしており、敷地全体を考慮し建物を使ってもらうことを基本としたものであります。表記につきましては、わかりやすい表現を再考してまいります。</p> <p>なお、応募がなかった場合につきましては、ご質問のとおり、条件等を再考いたしまして再度の公募を検討します。</p>
15	<p>「第2-1-(3)町有財産活用事業に関する配慮事項」の①に、事業の用に供する場合を除くとあるが、どのようなことを想定しているのか。地域要望確保は絶対条件にしてほしい。</p>	<p>事業の用に供するとは、誘導目標達成のための事業およびそれ以外の地域の利便性向上に寄与する商業やサービス施設等（第2-1-(2)③、④）を指しています。</p> <p>配慮事項は、活用にあたって配慮していただきたい事項として記載しているものです。条件化することは、民間事業者の提案の幅を狭めてしまうことから、その提案事業と合わせて地域の要望を実現できるか協議、検討をお願いするものです。</p>